

も協調會副會長として本爭議の成行を憂慮せられ老嫗を厭はず親しく鈴木總同盟會長、松岡氏等に色々懇諭せらるゝ所があつた。然るに、

三〇

四月 に至るも解決の前途相當多難を思はせて居たので爭議團に於ては色々の事件を惹起して來た。即ち一日團員家族千數百名は爭議解決促進の爲め大舉上京請願せんとして中途に於て官憲に解散を命ぜられた。次いで五日團員家族、盟林兒童等の代表二十數名は再度上京せんとして同じく官憲に阻止せられた。又副根作業主任は出勤の途次鹽酸をあびせられた。此外復歸工員、新工員に對する反感より暴行隨所に行はれて來た。

一方添田理事の努力も當初は其甲斐なく屢々破裂の危運を見せたのであるが其間必死の斡旋は漸次に效を奏し中旬に至つて勞資双方の意見頗に接近し來り遂に十九日理事の熱誠は容れられて全く和解の決意ましまり同日協調會に於て勞資兩代表は添田理事、福永千葉縣知事外數氏立會の下に和解の假手打式を行ひ、翌二十日野田町會社樓上に於て正式手打式を舉行し茲に七ヶ月餘に亘る吾國最大の勞働爭議が目出度解決したのである。

## 第五章 調 停

### 一、立會人としての協調會

我協調會は本爭議勃發の當初より深甚の考慮を以て其經過に注視し一日も早く公正合理的なる解決に導かんものゝ努力しつゝありしが遂に其機を見ずして昭和二年を透つたのである。其間大小無数の調停者現はれ陰に陽に活動して是が和解を圖らんごしたるゝ力及ばず前途暗澹として解決の曙光さへ見えざりしかば、爭議團は爭議の永びくこと己れに

不利なるを思ひ昭和二年十一月總同盟東同盟會長松岡勲吉氏は左記解決私案、

一、丸三運送店従業員の勞働に其生活を保證し失業若しくは半失業者を出さざること。

二、野田醬油株式會社従業員の生活改善案としては、

(イ)従業員は作業分量の二割増を進んで提案すること。

(ロ)會社は(イ)の従業員の誠意に對して賃金一割値上を斷行すること。

(ハ)會社は(イ)(ロ)の差額より生ずる利益によつて直ちに醬油の賣價を引き下げ問屋に利益せしむることなき様一般消費者の利益を計るゝ共に販路を擴張すること。

三、従業員は徒に作業分量の完了を急ぐことなく必ず正午迄は勤務して親切なる作業を爲すこと。

四、作業二割増の爲工場の設備不足の結果萬一冗員を生ずるが如き場合に於てはかねて會社が實施の計畫ある停年法を實施して之を整理し相當の手當を支給して合理的解決を爲すこと。

五、團體協約權の確認は勞資相互の誠實に理解を基礎とするに非ざれば意義を爲さず、殊に勞働組合は之によつて重大なる責任を分擔するを以て強いて之を行はんとするものではない。

を携へて外務省政務次官森格氏を訪れ、同氏の手を借りて是が局面を轉回せんと試み又同氏を通じて鈴木内相に了解を求めたけれ共終に其効なくして昭和三年になつたので爭議團は二月二日遂に松岡氏に爭議解決促進のため今回爭議團の提出した要求を撤回し解決に關する一切の權限を一任する事となつた。依て同氏は同日會社に並木工場課長を訪れ「爭議團は今日白紙を以て自分に萬事を一任したから爾今會社は自分との直接交渉に應じて呉れるや」を申出たるにより會社は色